

医療費等でお困りの方へ



無料低額診療事業 のお知らせ

困っていませんか？

身体がつらい！
でもお金がなくて
病院にいけない・・・



保険料が払えず
保険証がない

リストラ、失業などで
収入が途絶え、医療費が
払えない。

お気軽に
ご相談ください



利用するには

相談 窓口の職員に声をおかけください。

面談 相談担当者がお話をうかがいます。

申請 申請書と収入状況を確認できる
「必要書類」を提出していただきます。

適応の審査 → **利用不可** この場合でも
相談は継続します。

利用 窓口での支払いが減額、または免除になります。
この事業は生活が改善するまでの一定期間の措置です。
社会資源の活用などで健康と生活を建て直しましょう。

減免対象にならないもの

- ・自費診療(保険外診療・診断書料金など)
- ・城南病院、城南病院附属クリニック以外の
医療機関の医療費
- ・保険調剤薬局(くすり代)

「無料低額診療事業」とは

医療が必要であるにもかかわらず、経済的理由により、支払いが困難な方に、医療費の自己負担分を無料、または低額な料金によって診療を行う事業。

社会福祉法第2条に基づく事業です。

制度の利用にあたって

- 申請は所定の申請書による手続きが必要です。
- 利用できる方は、世帯収入が茨城保健生協の規程の減免基準を満たす方で、医療費支払いが困難な方です。
- 申請の際に「給与明細書」「年金はがき」の写しが必要です。
- 審査は公的制度や社会資源の活用の可能性を検討した上で、適合を判定します。
(プライバシーは厳守します)

城南病院／城南病院附属クリニック

029-226-3021



茨城保健生活協同組合 〒310-0803 水戸市城南3-15-17